

柏崎市新庁舎建設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、平成 28 年 2 月に策定した「柏崎市新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき、本市が建設を予定している庁舎の整備工事に係る基本設計業務を発注するに当たり、高度な設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定するために実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名 柏崎市新庁舎建設基本設計業務委託

(2) 業務内容（主なもの）

ア 基本設計業務

新庁舎建設工事及びこれに附帯する外構工事等の基本設計に関する業務

イ ワークショップ企画運営支援業務

基本設計段階で実施する市民等とのワークショップの企画運営支援業務

ウ 各種申請業務

建築遂行上必要となる法令、条例等に基づく資料作成及び申請手続業務

(3) 履行期間 契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(4) 発注者 新潟県柏崎市

(5) 予算額 契約限度額 60,000 千円（消費税込み）

(6) 本業務実施上の留意点

本プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するために、その取組方法等について提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて協議の上、開始するものとする。

3 事業計画概要

(1) 建物用途 市役所庁舎（平成 21 年国土交通省告示第 15 号（以下「告示第 15 号」という。）別添二第四号第 2 類）

(2) 所在地 新潟県柏崎市日石町字小二百刈 1566 番ほか

(3) 敷地面積 約 19,500 m²（3 街区 約 14,200 m²、4 街区 約 5,300 m²）

(4) 地域地区等

ア 用途地域 商業地域

イ 建ぺい率 80%

ウ 容積率 400%

エ 防火地域 一部準防火地域

オ 高さ制限 建築物の高さは、地盤面より 35m 以下

カ 地区計画 柏崎駅前地区 地区計画

(5) 建物規模等

ア 延床面積 14,000 m²を限度とする。

各機能の施設内容の構成については、基本計画を参照

- イ 階数 本業務により決定
- ウ 構造 構造体は本業務により決定（免震構造を基本とする。）
- (6) 概算工事費 約 65 億円（消費税込み）
（本体工事及び外構工事とする。備品購入費及び設計費は、含まない。）
- (7) 全体事業費 約 70 億円（消費税込み）
- (8) 事業計画 平成 28 年度 基本設計
平成 29 年度 実施設計
平成 30 年度～平成 32 年度 建設工事

4 担当部署（事務局）

柏崎市総合企画部新庁舎整備室

〒945-8511 新潟県柏崎市中央町 5 番 50 号

電 話：0257-41-5173（直通）

F A X：0257-23-5116

E-mail：shinchosha@city.kashiwazaki.lg.jp

5 設計者選定の概要

(1) 選定方式

ア 公募型プロポーザル方式とする。

イ 審査は、2段階方式（第1次：書類、第2次：ヒアリング）にて実施する。

ウ 最優秀者及び優秀者各1者を特定する。

(2) スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の公表	平成 28 年 4 月 5 日（火）
現地説明会	平成 28 年 4 月 12 日（火）
参加表明書等に関する質問書の受付期間	平成 28 年 4 月 5 日（火）から 平成 28 年 4 月 13 日（水）まで
質問の回答	平成 28 年 4 月 15 日（金）
参加表明書等の提出期間	平成 28 年 4 月 5 日（火）から 平成 28 年 4 月 19 日（火）まで
資格審査結果通知及び技術提案書提出要請	平成 28 年 4 月 22 日（金）
技術提案書等に関する質問書の受付期間	平成 28 年 4 月 22 日（金）から 平成 28 年 4 月 28 日（木）まで
質問の回答	平成 28 年 5 月 11 日（水）
技術提案書提出期間	平成 28 年 4 月 22 日（金）から 平成 28 年 5 月 19 日（木）まで
第 1 次審査	平成 28 年 6 月 4 日（土）
第 1 次審査結果通知	平成 28 年 6 月 7 日（火）
追加書類の提出期間	平成 28 年 6 月 7 日（火）から 平成 28 年 6 月 10 日（金）まで
第 2 次審査	平成 28 年 6 月 19 日（日）
第 2 次審査結果通知	平成 28 年 6 月 20 日（月）予定

6 選定委員会

設計者選定に係る審査は、柏崎市新庁舎建設設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(1) 選定委員会は、以下の6名で構成する。

	氏名	所属・役職
委員長	長澤 悟	教育環境研究所理事長
副委員長	小林 正美	明治大学副学長
委員	今井 晴彦	株式会社サンプランナーズ代表取締役
委員	長 聡子	新潟工科大学工学部建築学科准教授
委員	中出 文平	長岡技術科学大学副学長
委員	山田 哲治	柏崎市副市長

(2) 審査の方法

プレゼンテーション及びヒアリングは公開により行うが、審査は非公開とする。

ア 第1次審査

技術提案書等を提出した者について、選定委員会が技術提案書等の審査を実施し、採点結果に基づき、ヒアリングへの参加を求める提案者5者程度を選定する。

公平性確保のため、第1次審査は、技術提案書等に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

イ 第2次審査

第1次審査通過者によるプレゼンテーションを行うとともに、選定委員会によるヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングは、公開で行う。

ヒアリング終了後、審査を行い、最優秀者及び優秀者各1者を特定する。

(3) 審査基準

評価項目		評価事項	配点
第1次審査	事務所(JV)の実力	設計事務所の技術者、有資格者、業務実績等により評価する。	7点
	担当チームの実力	担当チームの技術者の資格、経験年数、繁忙度、業務実績等により評価する。	23点
	業務実施方針	本業務実施に際しての基本コンセプト、設計上特に配慮する事項、業務への取組体制及び工程計画について、的確性、創造性、実現性及び業務の理解度を総合的に評価する。	120点
	特定テーマに対する提案	特定テーマに対する的確性、創造性、実現性及び業務の理解度を総合的に評価する。	300点
第1次審査 合計			450点

評価項目		評価事項	配点
第2次審査	特定テーマに対する提案	特定テーマに対する的確性、創造性、実現性及び業務の理解度を、ヒアリングの内容を踏まえて総合的に評価する。	600点
	担当チームの対応	担当チームの取組意欲や基本計画への理解度等を、ヒアリングの内容を踏まえて総合的に評価する。	240点
	見積額	基本設計費の見積額の妥当性を評価する。	10点
第2次審査 合計			850点

※「的確性」：与条件との整合性が取れているか。

※「創造性」：工学的知見に基づく創造的な提案がされているか。

※「実現性」：提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 単体企業の場合の資格

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- イ 建築士法第26条の規定に基づく監督処分を受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 参加表明書等提出期限までに、平成27・28年度柏崎市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- オ 参加表明書等提出期限の日から契約締結の日までの間に、柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。また、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- キ 国又は地方公共団体が発注した、延床面積8,000㎡以上の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）又は公共施設（告示第15号別添二第四号又は第十二号に掲げる建築物）の基本設計又は実施設計業務（新築設計業務に限る。）の元請実績を有する者であること。

(2) 設計共同企業体の場合の資格

- ア 構成員は、3者以内であること。
- イ 構成員は、7（1）アからカまでの資格要件を全て満たしている者であること。
- ウ 7（1）キの受託実績を構成員のいずれかが有すること。

エ 代表構成員は、出資割合が最大であること。

オ 構成員は、単体企業、他の構成員及び他の参加者の協力事務所として参加していないこと。

(3) 参加に対する制限

ア 参加者が提出できる参加表明書及び技術提案書は、それぞれ1点のみとし、参加者が所属する事務所からの重複参加は、認めない。

イ 参加者は、協力事務所を加えることができる。

ウ 協力事務所は、参加者及び他の参加者の協力事務所となることができない。

エ 協力事務所は、柏崎市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている必要はないが、登録されている場合は、7(1)オの規定を適用する。

オ 次に該当する者は、資格要件を全て満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

(ア) 選定委員会の委員及びその家族

(イ) (ア)に掲げる者が自ら主宰し、又は役員、顧問等として関係する組織に所属する者

(ウ) 選定委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属する者

(4) 業務実施上の条件

ア 管理技術者は、一級建築士であること。

イ 国又は地方公共団体が発注した、延床面積5,000㎡以上の庁舎(執務室及び窓口を主としたもの)又は公共施設(告示第15号別添二第四号又は第十二号に掲げる建築物)の基本設計又は実施設計業務(新築設計業務に限る。)の実績を有する管理技術者を配置すること。

ウ 管理技術者及び建築意匠主任技術者は、参加者の組織に所属していること。また、設計共同企業体とする場合は、代表構成員に所属していること。

エ 管理技術者並びに建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者は、それぞれ1名であること。

オ 管理技術者は、主任技術者を兼任していないこと。また、各主任技術者が他の分野の主任技術者を兼任していないこと。

カ 第2次審査で選定された最優秀者は、市の契約交渉に先立ち、自らの責任において、地元の気象等のアドバイスを行う地元業者(柏崎市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に一級建築設計業務で登録されている市内業者)1人以上と協力事務所の契約を締結すること。

※「管理技術者」とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

「主任技術者」とは、管理技術者の下で、建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備の各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

8 失格要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない。
 - イ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されている。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている。
 - カ 虚偽の内容が記載されている。
- (2) 選定委員に直接、間接を問わず本件に関する連絡を求めた場合
- (3) 参加表明書等を提出した者で、参加表明書等の提出日から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

9 参加手続等

- (1) 実施要領等の配布

- ア 配布方法

実施要領等は、柏崎市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）から入手するものとする。

（URL <https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/shise/kekaku/tyosya/index.html>）

- イ 配布期間

平成 28 年 4 月 5 日（火）から平成 28 年 4 月 19 日（火）まで

- (2) 現地説明会

本プロポーザルにおいて、現地の状況を確認する機会を設ける。

なお、本説明会の出席は、書類選考や審査における評価の対象としない。

- ア 開催日・集合時間

平成 28 年 4 月 12 日（火）午後 1 時 30 分厳守

- イ 集合場所

柏崎エネルギーホール展示室

- ウ 参加可能人数

3 名までとする。

- エ 提出書類

現地説明会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入し、平成 28 年 4 月 11 日（月）午前 11 時までに、前記 4 の担当部署へ持参又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

- オ 注意事項

現地説明会当日において、質疑は、受け付けない。また、当日参加しない応募者が別の日に現地を確認する場合は、近隣住民等へ配慮すること。

- (3) 質問の受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、下記のとおり実施する。

なお、回答は、取りまとめの上、市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって、本プロポーザルによる設計者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

ア 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

(ア) 提出書類

質問書（様式 2。Microsoft Word にて作成したもの）

(イ) 質問書の受付期限

平成 28 年 4 月 13 日（水）午後 5 時 15 分まで

(ウ) 質問書の提出方法

電子メールにより行うこととし、持参、郵送及びファクシミリによる質問は、受け付けない。また、電子メールを送信後、電話にて着信を確認すること。

(エ) 質問書の提出先

前記 4 の担当部署

(オ) 回答日

平成 28 年 4 月 15 日（金）

(カ) その他

質問に対する回答は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

イ 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

(ア) 提出書類

質問書（様式 8。Microsoft Word にて作成したもの）

(イ) 質問書の受付期限

平成 28 年 4 月 28 日（木）午後 5 時 15 分まで

(ウ) 質問書の提出方法

電子メールにより行うこととし、持参、郵送及びファクシミリによる質問は、受け付けない。また、電子メールを送信後、電話にて着信を確認すること。

(エ) 質問書の提出先

前記 4 の担当部署

(オ) 回答日

平成 28 年 5 月 11 日（水）

(カ) その他

質問に対する回答は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

(4) 参加表明書等の提出

ア 提出書類及び提出部数

参加表明書等の提出書類は、指定の様式に基づき作成すること。

(ア) 参加表明書・誓約書（様式 3）…………… 1 部

(イ) 技術資料（様式 4～様式 7）…………… 1 5 部

※表紙を付けず、様式 4～様式 7 を 1 組として左上部をホチキス留めすること。

(ウ) 添付資料…………… 各 1 部

① 建築士事務所登録の写し

② 管理技術者の建築士免許証の写し

③ 業務実績、経歴等に記載された業務の契約書又は当該施設の概要が確認できる資料の写し

④ 配置予定技術者との雇用関係が確認できる雇用保険又は社員証の写し

(エ) 返信用封筒…………… 1 通
定型長 3 封筒に返信先を記載し、82 円切手を貼付のこと。

イ 提出期間

平成 28 年 4 月 5 日（火）から平成 28 年 4 月 19 日（火）までの各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

なお、持参により提出する場合は、イの提出期間のうち、土・日曜日を除く。郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表面に「新庁舎建設プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。）とし、提出期限までに必着とする。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領書を送付するので、到着後、電話にて事務局に連絡すること。

オ 提出場所

前記 4 の担当部署

カ 作成方法

「参加表明書等作成要領」による。

(5) 参加資格審査及び結果の通知

ア 事務局は、提出された参加表明書等の内容を確認し、参加資格を満たしている者に対して、書面により提案書等の提出を要請する。

イ 参加資格を満たしていない者に対しては、書面によりその旨通知する。

(6) 技術提案書等の提出

ア 提出書類及び提出部数

技術提案書等の提出書類は、指定の様式に基づき作成すること。

(ア) 第 1 次審査書類提出届（様式 9）…………… 1 部

(イ) 業務実施方針（様式 10）…………… 1 5 部

(ウ) 技術提案書（A 1 サイズのパネル）…………… 1 部

(エ) 技術提案書（(ウ) を A 3 に縮小したもの）…………… 1 5 部

※ (イ) 及び (エ) を 1 組として左上部をホチキス留めすること。

(オ) 返信用封筒…………… 1 通

定型長 3 封筒に返信先を記載し、82 円切手を貼付のこと。

イ 技術提案書の作成方法

(ア) 技術提案課題

基本計画を参照し、以下の四つを課題とする。課題ごとの内容は、主な視点として記載しているものであり、関連する事項であれば、新たな提案を盛り込むことも可能である。

課題 1 市民にとって分かりやすく利用しやすい庁舎

市民にとって分かりやすく利用しやすい庁舎を実現する観点から、以下について提案すること。

- ・窓口の機能的な配置や待合空間、市民窓口フロア全体の考え方
- ・市民がふれあい交流する場として、まちの情報や各種団体等の情報受発信スペース、市民の憩いの空間の考え方
- ・公共交通機関や自家用車等の利用を想定したアクセス（動線）の考え方
- ・冬季の気候（強風、降雪）を考慮した中心市街地へのアプローチに対する考え方

課題 2 中心市街地活性化の核となる庁舎

庁舎の建設地が、鉄道・バスの公共交通機関の結節点である柏崎駅に近接しており、文化会館アルフォーレと隣接した中心市街地の核となることから、それらの立地条件を踏まえて、周辺の景観や環境の調和を図り、柏崎市のシンボルとなり、市民に親しまれる新庁舎を実現するための考え方について提案すること。

課題 3 高い防災機能を備えた庁舎

災害時に防災拠点として、速やかに対応でき、対策がとれる高い防災機能を備えた庁舎について提案すること。また、局地的な集中豪雨を想定した雨水排水や浸水対策についても提案すること。

課題 4 簡素で機能的な庁舎

庁舎において地球環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーを推進し、ライフサイクルコストの低減を図ることができる庁舎の考え方について提案すること。また、組織、機構等の状況の変化に柔軟に対応できる庁舎の考え方について提案すること。

(イ) 技術提案書のサイズ・様式

- ・ A 1 サイズ片面 1 枚に表現する（A 3 に縮小したものをあわせて作成する。）。
- ・ 用紙は、横使いとする。
- ・ 文字は、横書き、文字サイズ：12 ポイント以上とすること（ただし、図表中の記載は、この限りではない。）。
- ・ パネルは、枠使用不可。発泡ポリスチレン等の軽量材質、厚さ 8 mm 以内とする。

(ウ) 技術提案内容の表現

提案は、具体的な設計図を求めるものではない。基本的な考え方を簡潔に記述することとし、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図、写真は使用してよい。

(エ) 整理番号の記載

- ・技術提案書右上角に枠を作成し、発行された整理番号をアラビア数字で記載すること（記載枠：縦3cm×横7cm、フォント：MSゴシック（半角英数）、フォントサイズ：70ポイント）。
- ・技術提案書には、整理番号以外の提案者（設計共同企業体の構成員及び協力事務所を含む。）が特定できる記載、記号等は、一切記入してはならない。

ウ 技術提案書等の提出方法

(ア) 提出期間

平成28年4月22日（金）から平成28年5月19日（木）までの各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、持参により提出する場合は、(ア)の提出期間のうち、土・日曜日及び国民の祝日を除く。郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表面に「新庁舎建設プロポーザル技術提案書在中」と朱書きすること。）とし、提出期限までに必着とする。

(ウ) 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領書を送付するので、到着後、電話にて事務局に連絡すること。

(エ) 提出場所

前記4の担当部署

(7) 第1次審査の結果通知

提案者全員に書面で通知する。ただし、第2次審査のヒアリングへの参加を求める提案者に対しての第一報は、審査当日又は翌日に、電話又は電子メールで連絡する。

また、第1次審査の結果（ヒアリング参加者名）は、市ホームページ上で発表する。

(8) 第1次審査通過者へ求める追加書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

- (ア) 第2次審査書類提出届（様式11）…………… 1部
- (イ) 技術提案書のPDFデータを収録したCD-R…………… 1部
- (ウ) 設計共同企業体結成届（該当する場合。様式12）…………… 1部
- (エ) 設計共同企業体協定書副本（該当する場合。様式13）…………… 1部
- (オ) 本業務に係る見積書及び実施設計に係る参考見積書（任意様式）… 1部

イ 提出期間

平成28年6月7日（火）から平成28年6月10日（金）までの各日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表面に「新庁舎建設プロポーザル追加書類在中」と朱書きすること。）とし、提出期限までに必着とする。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領書を送付するので、到着後、電話にて事務局に連絡すること。

オ 提出場所

前記4の担当部署

(9) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア プレゼンテーション及びヒアリングは公開で行うこととし、実施の詳細については、第1次審査通過者に書面で別途通知する。

イ 説明者は、管理技術者を含む3名以内（単に、機器の準備及び操作をする者を除く。）とする。

なお、3名以内であれば、協力事務所の出席も可とする。

ウ プレゼンテーションは、提出された技術提案書の内容のみとし、提出者が用意したパソコンを用いて説明すること。

なお、プロジェクター及びスクリーン（300インチ相当）は、事務局で用意する。

エ 追加資料の使用は、認めない。ただし、スクリーン使用のための編集を行うことは、認める。

オ 出席しなかった場合は、受注意思がないものとみなす。

カ 会場には、技術提案書（A1パネル）を展示する予定である。

(10) 第2次審査の結果通知

提案者全員に書面で通知する。ただし、最優秀者及び優秀者に対しての第一報は、審査当日又は翌日に、電話又は電子メールで連絡する。また、第2次審査の結果及び審査全体の講評は、市ホームページ上で発表する。

10 設計業務委託契約

(1) 契約締結の交渉

市は、選定委員会が選定した最優秀者と基本設計業務委託契約の締結交渉を行う。

ただし、最優秀者との契約が不調になった場合には、優秀者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 委託金額の支払

ア 前金払 契約金額の100分の30以内とする。

イ 部分払 行わない。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付する。ただし、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第144条第4項第1号又は第2号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) その他

基本設計業務委託の受託者を相手方として、実施設計業務について別途、契約を締結する予定がある。なお、実施設計業務委託料は、柏崎市一般会計予算に計上される金額の範囲内とする。

11 本プロポーザルにおける参考資料

参考資料は、市ホームページから入手するものとする。

(URL <https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/shise/kekaku/tyosya/index.html>)

- ・ 柏崎市新庁舎建設基本計画
- ・ 柏崎市総合計画
- ・ さらなる未来へ 柏崎市震災復興計画
- ・ 中心市街地内公共施設配置図
- ・ 都市計画図
- ・ 洪水ハザードマップ
- ・ 津波ハザードマップ
- ・ 現庁舎フロア案内図
- ・ 機構図
- ・ 敷地図

12 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語（名義に関する部分を除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式14）を持参又は郵送する。
- (3) 第1次審査に係る費用は、全て参加者の負担とする。ただし、第2次審査のヒアリング参加者については、契約予定者を除き、参加費として10万円を支給する。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出後の差替え及び再提出は、認めない。また、参加表明書、技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 提出の際に発生した汚損・破損等については、柏崎市は、一切の責任を持たない。
- (8) 提出された書類の著作権は、提出者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表等及び柏崎市が必要と認める場合には、提出書類等を無償で使用できることとする。
- (9) 審査結果の不服申立ては、受け付けない。
- (10) 契約書、共通仕様書及び特記仕様書は、本業務受託者の特定後、業務委託契約時に作成する。

- (11) 本業務受託者（協力事務所を含む。）が建設業等と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設業等の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできない。
- (12) 参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書、技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (13) 技術提案書等の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することができない。
- (14) 提出された技術提案書等は、新潟県柏崎市情報公開条例（平成10年条例第5号）に基づく公開請求により公開する場合がある。
- (15) 特定された技術提案書等の提案内容が、実際の設計にそのまま採用されるものではない。